

議案第16号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年 2月17日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律等の施行による地方公営企業法の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年葛飾区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「第39条第3項」を「第39条第5項」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。